

株式会社 OKAMURA と神戸市との
水・インフラ事業の海外展開等に関する相互協力協定書

株式会社 OKAMURA（以下「甲」という）と神戸市（以下「乙」という）とは、水・インフラ事業の海外展開等に関する相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が進める水・インフラ事業の海外展開と、乙が進める国際貢献等に向けた取り組みについて、相互協力を円滑に推進することを目的とする。本協定に基づく甲乙の相互協力により、新興国等における水・インフラ整備と当該地域の生活水準の向上などへの寄与をめざすとともに、神戸経済の一層の発展、甲乙双方並びに神戸地元企業等の技術力向上に資する。

（相互協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる項目について相互協力を努めるものとする。

- (1) 水・インフラ事業に関する事業計画・施設整備・維持管理等
- (2) 水・インフラ事業に関する情報の収集・整理・提供及び広報活動
- (3) その他必要事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、この協定の締結後に知り得た競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる秘密情報を第三者に開示し、又、この協定の目的以外に使用してはならない。ただし、甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により公知となった事項及び相手方の書面による事前承諾のある場合はこの限りでない。

2 前項の甲及び乙の義務は、この協定の終了後も5年間存続する。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議して決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成25年 1月30日

甲 神戸市兵庫区七宮町1丁目10番1号
株式会社 OKAMURA
代表取締役
岡村 武和

乙 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長
矢田 立郎